

## 静岡県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和元年6月7日から1週間一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

静岡県知事 川勝平太

### 1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	136号 414号	伊豆市修善寺字宮洞256番の5から 伊豆市修善寺字坪ノ内257番の1地先まで	沼津土木事務所
県道	沼津小山線	駿東郡小山町藤曲字落合57番の7から 駿東郡小山町藤曲字落合57番の7まで	沼津土木事務所
一般国道	136号	伊豆市土肥字下根ノ上1952番の7から 伊豆市土肥字西尾平3425番の25まで	沼津土木事務所
一般国道	136号 414号	伊豆市月ヶ瀬字毛勝原120番の10から 伊豆市月ヶ瀬字賤戸62番の8まで	沼津土木事務所
一般国道	414号	伊豆市月ヶ瀬字毛勝原131番の5から 伊豆市月ヶ瀬字毛勝原120番の10まで	沼津土木事務所
一般国道	136号	伊豆市下船原字焼山373番の2から 伊豆市月ヶ瀬字賤戸65番の5まで	沼津土木事務所
一般国道	136号	伊豆市土肥字西尾平3425番の25から 伊豆市土肥字楊櫓ノ口3432番の7まで	沼津土木事務所
一般国道	136号 414号	伊豆市修善寺字梁見317番の2から 伊豆市修善寺字梁見307番の4まで	沼津土木事務所

### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

### 3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

### 4 占用の制限の開始の期日

令和元年6月14日